

第1章 犯罪被害から児童・生徒を守るための対策

1 学校内での犯罪被害防止のための対策

(1) 日常的な点検項目

日常的な点検対象については、設備等のハード面と人的対応のソフト面があります。これらを通常の場合や学校行事の場合、休業日の場合に分け、また、時間帯を問わない常時点検項目と、始業前、授業・休み時間等、放課後等に分けて、考えられる事項を整理しました。

また、児童・生徒の個人情報については、それ自体が保護されるべきものであるばかりか、その流出により新たな犯罪被害を誘発する恐れもあることから、情報管理体制の点検整備も必要です。

日常的な点検項目の参考例は、10ページに掲載しています。

(2) 教職員の体制整備

日常的な点検の実施や登下校時の校門の開閉、来校者への対応や学校内外の巡回、さらに関係機関・団体等との連絡調整など必要な役割分担を行うことが重要です。

巡回にあたっては、ローテーション表を作成するなど分担を明確にしましょう。

担当者については、関係機関との連携の担当者だけでなく、日常の情報の受信の担当者も明確にしておくことが必要です。

具体的な参考例は、33ページに掲載しています。

(3) 防犯訓練（教職員対象）の実施

緊急事態が発生した場合、速やかに的確な対応ができるよう教職員の役割を分担し、それぞれの対応内容・手順などを定めるとともに、訓練や研修等の実施により各自が役割を理解し、緊急時に冷静な判断と行動ができるようにすることが重要です。

防犯訓練（教職員対象）実施の考え方

不審者侵入の具体的な態様の想定

侵入目的：児童生徒への危害、教職員への危害、窃盗、設備破壊等

犯行形態：単独・複数、凶器所持の有無、侵入経路、授業中等の時間帯

訓練実施のための指導者選定

講師について、校内での防犯指導ができる教職員（防犯教室講習会受講者等）や所轄の警察署、くらし安全指導員等の中から候補者を検討し選定のうえ依頼する。

訓練実施の日程

計画に当たっては、全職員が訓練に参加できるようあらかじめ年間計画に位置づけるとともに複数回の実施や複数年度の計画を立てる等の配慮をする。

参考例

不審者侵入対応のための防犯訓練（教職員対象）

- 1 日時 年 月 日 時から 時
- 2 対象 教職員（児童・生徒は参加しない。）
- 3 場所 会議室、体育館
- 4 講師 警察署
- 5 内容
 - (1) 講義 防犯の心得
安全マニュアルの内容確認
機器の点検、校内機器の設置箇所確認
 - (2) 実技 単独かつ凶器を所持した不審者を想定した実技
想定
ア 時 分頃、 より不審者が侵入し、校内巡回中の、A教諭及びB教諭が 階の 年 組の教室前で不審者を発見。
イ 不審者は、棒状の凶器を所持しており、かなり興奮している。
対応
ア A教諭が不審者に声を掛け、落ち着かせるよう対応。
イ B教諭は、児童がいることを仮定し、付近の教室の児童・生徒に教室から出ないように指示し、職員室へ連絡して応援を求める。
ウ 職員室では、器具を持って複数の応援職員を現場に向かわせるとともに警察に通報。
エ 他の階では安全な避難路が確保できる児童・生徒がいることを仮定し、速やかに避難等の誘導を行う。
オ 警察到着により不審者拘束。
カ 授業の継続、下校指導について決定し、保護者へ連絡するまでをシミュレーションする。
キ 報道対応に向けて、必要な情報を整理する。
 - (3) 講評 講師によるまとめと講評

(4) 防犯設備・器具等の整備について

防犯設備・器具等が、どのような危険に対してどのような効果を持っているのかを正しく把握し、学校や地域の実態を踏まえて整備をする必要があります。

防犯設備として防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、利用並びに記録画像の取扱いに関し、適切な措置を講ずる必要があります。

防犯機器の使用方法について、研修等により周知を図る必要があります。

教室等の配置については、教職員が外来者を把握しやすいように配慮します。

校舎外敷地内の死角をなくすため、樹木の剪定その他の整備を行うことが必要です。

火災報知器には、消防署に直接通報する機能があるものと、通報範囲が学校内に限られているものがあります。また、非常ベル用のボタンだけのものと送受信機がセットになっているタイプのものがあります。接続端子があれば、職員室等の受信盤との間の通話機能を付加できます。

(5) 不審物・不審電話について

学校内の巡回等によって不審物等が発見された場合には、それが化学物質等危険性の高いものや乱用防止の対象となっている薬物である場合もありますので、慎重に対応し、状況に応じて警察や専門家の支援を求めることが必要です。

加害を予告するような電話や文書等を収受等した場合は、動揺せず、また軽視することなく、警察や教育委員会へ相談するなど適切な対応が必要です。

〔参考：学校環境衛生活動について〕

学校の環境衛生管理については、学校保健法や学校の施設状況によっては、建築物における衛生的環境の確保にかかる法律（通称：ビル管理法）に基づく検査を行う必要があります。検査項目は、水道水や室内空気中の化学物質、害虫などで、検査の時期や方法などについても規定されています。

各学校においては、教職員の事務分担を明確にしながら学校薬剤師と連携して適切な検査、管理に心がけることが必要です。

2 登下校時の犯罪被害防止のための対策

(これまでの取組み)

学校では、これまでも家庭や地域の協力を得ながら、児童・生徒の安全を確保するための取組みが様々な形ですすめられています。例えば、集団登校時における保護者の方々の立番、通学路での声かけ運動と安全指導、青少年指導員や少年補導員をはじめとした地域の青少年育成団体の方々との定期的な巡回、さらには地域の商店、ガソリンスタンド等やPTAが中心となって取り組んでいただいている「子ども110番の家」など、多種多様な形態をとりながら日常的に進められています。

(あらたな動き)

また、最近では、GPS(グローバル・ポジショニング・システム)やICタグを活用した児童生徒の安全確保対策、散歩・買物のついでに行う「ついでパトロール」、愛犬家の皆さんによる「わんわんパトロール」、郵便局の協力による「こども110番車」といった活動も始まっています。

(連携の重要性)

登下校時には、学校内と比較し様々な危険が予想されることから、より一層の安全対策が求められるところですが、学校だけの取組みに限らず、家庭、地域、警察等の関係機関と連携・協力を図っていくことが重要です。

学校・家庭・地域の緊密な連携や結び付きによって、児童・生徒の生命に関わる緊急事態を切り抜けたという事例もあり、迅速で適切な取組みを展開できるシステムづくりが重要です。また、こうした連携は、登下校だけでなく、学校内の安全確保についても有効な手段であると考えられます。

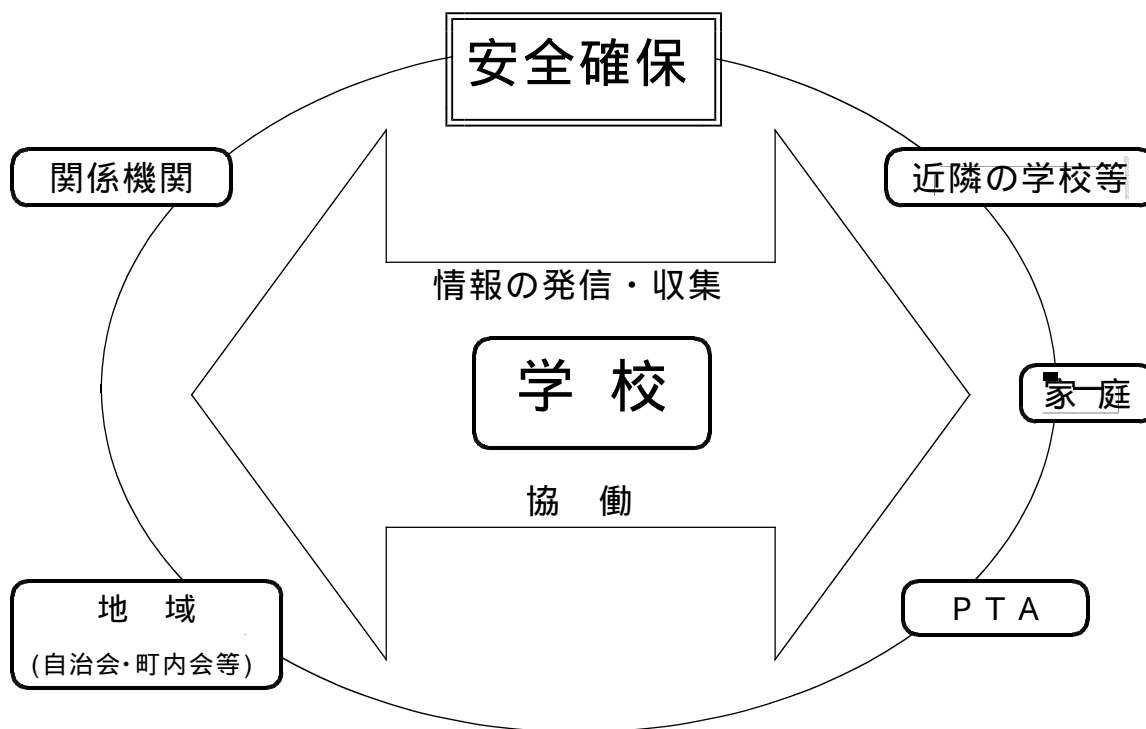
(今後の方向性)

学校はPTAや地域諸団体の活動に積極的に参加し、支援すると同時に、PTAや地域の方々の取組みをとおして児童・生徒を見守り・支える活動を協働して展開するとともに、その連携の要としての機能を発揮することが求められています。

各学校においては、こうした役割を十分に認識し、学級懇談会や地域懇談会などの機会に、「校内や地域での安全確保の取組み」や「家庭・地域と連携した取組み」について意見交換を行いながら、児童・生徒を見守り・支える地域ぐるみの活動をなお一層促進していく必要があります。

(1) 日常的な取組みの参考例

児童・生徒を見守り・支える体制づくり



| | | |
|------------------------|--------------|---|
| 1 情報 の 収 集 | 学区内の危険箇所等の確認 | <p>P T A、自治会、青少年育成諸団体、警察等からの情報収集及び教職員による学区内巡回等により、学区内の人通りの少ない場所等の危険箇所、あるいは青少年のたまり場などを把握する。</p> <p>教職員が関係団体と定期的に現地を巡回し、学区内の危険箇所等について常に最新情報を得よう努める。</p> |
| | 職員が地域を知る取組み | <p>徒歩や公共交通機関などを利用し、児童・生徒の通学の様子や地域の様子をより一層詳細に把握する。</p> <p>児童・生徒に同行して学校まで通学する取組みを実施する。</p> <p>家庭訪問などを定期的実施する。</p> |

| | | |
|--------------------|---------------|--|
| 2 情報 の 発信 | 安全確保のための指導内容等 | <p>犯罪や事故の被害から児童・生徒が自分の身を守るための指導内容や項目、指導方法についての学校の取組みを、学級懇談会、学級だより・学年だより・学校だより等をとおして、保護者に発信・周知する。</p> <p>地域に学校の取組み・様子を理解していただくため、自治会、町内会等をとおして「学校だより」等を回覧・配付するシステムを整備する。</p> <p>児童・生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、屋外での行動にあたって注意すべき事項を各家庭で具体的に話し合うよう、学級懇談会、学級だより・学年だより・学校だより等をとおして働きかける。</p> |
|--------------------|---------------|--|

| | | |
|--------------------|--------------|--|
| 3 安全 の 確保 | 声かけ運動 | <p>児童・生徒の登下校時に教職員が学校外に出て声かけを行う。</p> <p>P T A や地域諸団体の協力を得て「あいさつロード」などを設置し、地域の大人が登下校時の児童・生徒に「おはよう」「こんにちは」と声をかける地域ぐるみの運動を展開する。</p> |
| | 地域巡回 | <p>青少年育成団体等による地域巡回が行われる場合は、学校として積極的に参加する。また、巡回活動が行われる日時や場所を保護者に周知し、参加を呼びかける。</p> <p>保護者や地域の方々が買い物や犬の散歩といった日常の活動を行う際、登下校の時間に合わせ、補助手段として腕章や自転車等のステッカーを用い、児童・生徒の安全にも気をくばりながら行うよう協力を求める。</p> <p>防犯活動に協力するスクールガードの導入について検討する。</p> |
| | 「子ども110番の家」等 | <p>児童・生徒の緊急避難先としての「子ども110番の家」等の地図を配付したり、「子ども110番の家」巡りを取り入れるなど、児童・生徒に「子ども110番の家」が身近な存在になるように周知方法を工夫する。</p> <p>地域の防犯委員などと連携し、「子ども110番の家」への定期的な訪問や連絡会の開催など、情報交換をとおした連携の強化を図る。</p> |

(2) 家庭・地域との連携、情報の共有（一部再掲）

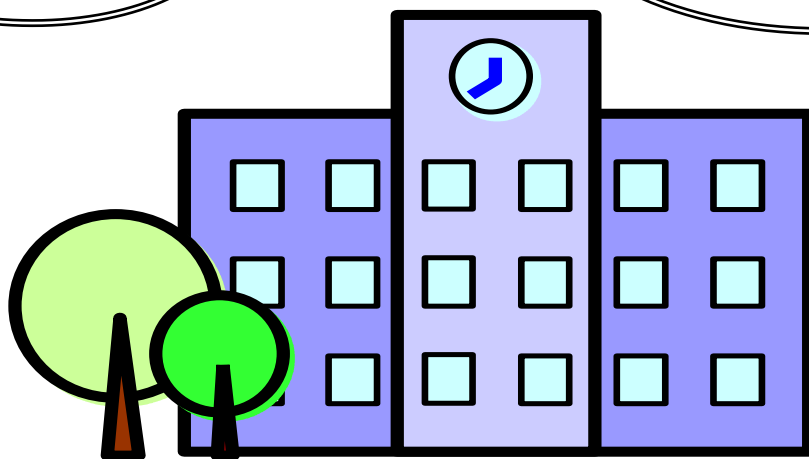
| | |
|---|--|
| <p>危険箇所情報、 防犯の取組み、 その他の情報 の共有</p> | <p>P T A 役員や自治会役員等との連携を日常的に推進し、緊急時等の連絡体制を確立するとともに、連絡方法について保護者や地域の方々に周知する。</p> <p>P T A、自治会、警察等との連携により、危険箇所等を記載した安全マップを作成する。</p> <p>犯罪被害防止にかかる指導の内容や学校の取組みについて、学級懇談会、学級だより等をとおして、保護者に周知する。また、自治会等をとおして「学校だより」等を回覧・配付する。</p> <p>校外での学習を実施する場合、保護者や地域の方々に周知する。</p> |
| <p>安全確保活動 への協力</p> | <p>P T A や地域諸団体の協力を得て「あいさつロード」などを設置し、地域の大人が登下校時の児童・生徒に「おはよう」「こんにちは」と声をかける地域ぐるみの運動を展開する。</p> <p>青少年育成団体等による地域巡回が行われる場合、学校として積極的に参加するとともに保護者にも周知し、参加を呼びかける。</p> <p>保護者や地域の方々が買い物や犬の散歩といった日常の活動を行う際、登下校の時間に合わせ、児童・生徒の安全に配慮していただくよう協力を求める。</p> <p>「子ども110番の家」等の地図作成や「子ども110番の家」巡りなど、児童・生徒「子ども110番の家」が身近な存在になるように周知を図る。</p> <p>地域の防犯委員などと連携しつつ、「子ども110番の家」への定期的な訪問や連絡会の開催など、情報交換を通じた連携の強化を図る。</p> <p>保護者や地域の方々が学校の安全監視、防犯活動に協力するスクールガードの導入について検討する。</p> |
| <p>その他の交流</p> | <p>保護者や地域の方々が「学校支援ボランティア」として、授業時間をはじめ、校外学習の引率や休み時間・放課後の遊び、その他様々な教育活動を支援する取組みを展開する。</p> <p>保護者や地域の方へ積極的に「公開授業」を行い、児童・生徒の様子を参観できる日を設定する。</p> <p>「美化活動」などをはじめとし、地域が実施する活動に児童・生徒が積極的に参加するよう働きかける。</p> <p>学校として地域の活動を把握し、教職員もボランティアとして参加するなど、地域の方々との交流を深めるような取組みを推進する。</p> <p>来校者に名札等の着用、訪問者名簿への記載、門扉の開閉などについて協力を求める。</p> |

安全に配慮した教育活動を推進するために

来校者の確認

学校施設の
安全確認

来校者への声かけや、
教職員や地域の協力等によ
る校内外の巡回体制の整備



登下校時の
安全確保

保護者、地域、
関係団体との連携

近隣校や関係機関
との連携による
情報交換

児童・生徒が自ら
危険を回避する力
の育成

日常的な点検項目の参考例示

| 時間 | 児童・生徒の活動 | 教職員の活動 | 点検項目例 | チェック |
|-------------|----------|------------------|-------------------------------------|------|
| 常 時 | | 教職員の体制 | 日常の活動項目にかかる役割分担 | |
| | | 施設・設備・機材等の点検整備 | 防犯用設備等の点検整備、導入の検討 | |
| | | 関係機関・団体等との連携体制 | 連携先との連絡調整、関係機関への働きかけ ボランティアの活動促進 | |
| | | 不審者情報等の把握 | 学校・警察連絡協議会の緊急情報、スクールポリスネット等による情報把握 | |
| | | 来校者対応 出入口での確認 | 不審者侵入への警戒 来校者の確認、名札等の貸与 | |
| | | 校内や近隣の巡回 | 学校内及び周辺の状況確認（不審者、不審物等の発見）、防犯用品の携帯 | |
| | | 個人情報管理 | 個人情報の管理状況にかかる点検 | |
| 始 業 前 | | 始業前巡回 | 校舎周辺の状況確認 | |
| | 登校 | 登校指導 | 不審者の侵入防止と異状の早期発見 校門の立ち番 | |
| | 朝練習 | 部活動等の指導 | 不審者の発見 | |

| 配 慮 事 項 例 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の日常の防犯活動にかかる役割分担を明確にし、実効性のある体制を整える。 ・塀や門扉、外灯、施設の窓、出入口、施錠設備その他の施設設備等の点検を行う。 ・死角の原因となる障害物の排除に努める。 ・警報装置、校内通報装置、警察への非常通報装置等や防犯スプレー、さすまた等の設備、機器の点検整備、大規模改修時の教室等配置の検討を行う。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防、保護者や地域団体等との会議や連絡網整備等の連携の推進を図る。 ・地域との連携の中で学校周辺における巡回の強化や安全マップ作成への協力等を促す。 ・公園、街路などの樹木が視界を遮る場合は、剪定を依頼する。 ・校内外の防犯活動に協力するボランティア（スクールガード）等について検討・導入を図る。 ・スクールポリスネットの他、近隣の学校等からの情報把握にも留意する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・出入口（校門）は、原則として施錠するものとする。 ・出入口が複数ある場合は、来校者を確認しやすい1箇所のみを使用し、その他の箇所については、必要時以外は閉鎖する。出入りに使用する箇所には、正当な用件のない者の侵入を禁ずるとともに来校者は必ず受付を通ることを明示し、閉鎖してある箇所には、出入りに使用されている箇所の案内表示をする。 ・受付には来校者名簿を置き、氏名や用件の確認ができた者には名札を渡す。 ・来校者の所持品についても目配りし、危険が予測される場合は、貴重品以外の手荷物は受付で預かる。 ・教職員が来校者と応接できるスペースを受け付け近くに設け、来校理由がはっきりしない来校者に対しては、応接スペースにおいて複数の教職員で対応する。 ・来校者へのあいさつ、声掛けを励行し、受付を行っていない者に対しては受付を促す。 ・受付を行うことを拒否する者に対しては、複数の教職員で退去を求める。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・巡回は、複数の教職員で行うことが望ましい。一人で行う場合でも例えば、防犯ブザー、ホイッスル、トランシーバーや携帯電話等、人に知らせることのできるものを携帯し、外来者等の誘導にあたっては、前を歩かず相手から目を離さないようにする。 ・不審者の他、不審物や飲料水、室内空気などの環境の安全についても留意する。 ・児童・生徒の個人情報に記載されている文書や、電子データの管理について点検する。 ・施設設備の点検と併せ、地域の方との挨拶を通し、情報収集に心がける。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども110番の家」等近隣の方に登下校時の児童・生徒に対する目配りを依頼する。 ・必要な場合には、立ち番を配置できるよう、PTAに協力を依頼し、体制を整えておく。 ・校門等において児童・生徒への声かけを行うとともに、不審者の侵入を防止する。 ・実施にあたっては、顧問等の教職員が立ち会い、状況によっては保護者に協力を求め、児童・生徒のみでの活動とならないようにする。開始時刻について、児童・生徒の通学時間を考慮するとともに、できるだけ声をかけあって複数で登校するように指導する。 |

| 時間 | 児童・生徒の活動 | 教職員の活動 | 点検項目例 | チェック |
|---------------------|------------------------|-------------------------|--|------|
| 授業 ・ 休み 時間 | 自習等 | 職員打合せ | 不審者の発見 | |
| | 授業 | 授業中の巡回 児童・生徒指導 | 授業が行われていない場所の安全確認 校舎周辺を含めた安全確認 | |
| | 体育（プール） | 水泳指導 | 異物や毒物等の混入に対する警戒 | |
| | 休み時間、移動 | 巡回 児童・生徒指導 | 児童・生徒の活動場所の安全確保 | |
| | 昼食、昼休み | 昼食指導 巡回 | 異物混入等に対する警戒 | |
| | 校外学習 | 指導及び引率 | 安全に配慮した計画の立案 出先の地域との連携 児童・生徒の掌握 防犯用品の携帯 | |
| | 清掃活動 | 清掃指導 | 校舎周辺を含めた安全確認 | |
| 放 課 後 | 児童会活動 生徒会活動 部活動等 | 指導や校内巡回 | 不審者の発見 活動時間への配慮等 | |
| | 下校 | 下校指導 | 下校の確認 通学路の安全確保 定期的巡回 | |
| | 会議等 | 諸会議等 | 施錠 | |
| | | 校舎内点検 | 安全確認 | |
| 地域への学校開放 （平日） | 利用者の確認、 施設管理員への引継 | 利用者名簿等による確認 確実な管理の引継 | | |

| 配 慮 事 項 例 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の安全を確認するために教職員で校内巡回を行う。 ・児童・生徒には予め教員がどのような体制になっているか伝えておく。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・トイレや非常口等、目の届きにくい箇所を中心に安全確認し、空き教室等の戸締まりに留意する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・プール周辺の安全確認を行うとともに、危険な情報を収受した場合は、検査試薬などによる水質検査を行い、異物や毒物の混入に注意する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・休み時間における巡回者を明確にし、また、児童・生徒が連絡しやすいよう教職員が配慮する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・給食配膳室から教室まで給食を運搬する場合は、児童・生徒や教職員などが複数である。 ・昼食の指導者や昼休み巡回者を明確にし、児童・生徒の安全が確保できるようにする。 ・昼食や昼休み等の巡回には保護者にも参観を兼ねて協力を依頼し、安全確保と併せて児童・生徒の学校での様子を知らせる機会とする。 ・一人で移動が困難な児童・生徒に対しては、常に教員の目が届くようにする。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・安全に配慮した無理のない実施計画を策定する。 ・校外学習における関係者に事前に説明し、安全に対する配慮を依頼する。 ・校外学習が、広い範囲で行われる場合は、予め応援の教員の配置や地域の方の協力を要請する。教職員は、例えば、防犯ブザーやホイッスル、トランシーバーや携帯電話等、人に知らせることのできるものを携帯する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・清掃範囲を明確にし、児童・生徒が複数で行動できるようにする。 ・児童・生徒への清掃指導と併せて不審者等の侵入がないか安全確認をする。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・活動の指導責任者を明確にするとともに、不審者の発見や緊急時の対応について、教職員相互の支援体制を整備し、組織的に取り組むことができるようにする。 ・日没時刻等を考慮して早めに終了するよう努める。終了時刻が遅くなった場合は、その旨を保護者に連絡する等、必要な対応をとる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・担当の児童・生徒が下校したことを確認する。 ・「子ども110番の家」等について児童・生徒に十分説明し、実際に活用できるよう指導の徹底を図る。 ・放課後の活動への参加状況によって下校時刻が異なるため、できるだけ声をかけ合って複数で下校するように指導する。 ・不審者等の情報があった場合は、正確な情報把握に努めるとともに、児童・生徒の安全確保を図る。 ・必要に応じて防犯ブザー等の貸与等による安全性の強化を図る。 ・保護者に代わりボランティア等が児童・生徒の送迎を行う場合は、事前に確認の上、名札等を着用してもらう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・会議等により教職員のいる場所が集中している場合は、使用しない部屋は施錠する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の下校により無人となった教室や部室等については安全確認後、戸締まりをする。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・鍵の引き渡しについては、担当者同士が直接行う。 |

学校行事等における参考例示

| 場所 | 児童・生徒の活動 | 教職員の活動 | 点検項目例 | チェック |
|----|-----------|----------|---|------|
| 校内 | | | 不審者や不審物の発見 情報収集と伝達 関係者への協力要請 | |
| 校外 | 学校行事等への参加 | 学校行事等の指導 | 危険箇所等の確認 児童・生徒の活動状況や所在の確認 情報収集と伝達 | |

休業日における参考例示

| 場所 | 児童生徒の活動 | 教職員の活動 | 点検項目例 | チェック |
|----|-------------------------|--------------------|-------------------------------|------|
| 校内 | 登校 | 登校指導 | 登校方法、登校時刻 | |
| 校内 | 部活動 児童会活動 生徒会活動 等 | 課外活動の指導 | 不審者の侵入防止と異状の早期発見 | |
| 校内 | 下校 | 下校指導 | 活動計画の提示と連絡 | |
| 校外 | 地域への学校開放（休業日） | 利用者の確認 施設管理員の委嘱 | 申し込み時及び利用時の確認 委嘱にかかる業務の確認 | |
| 校外 | 集合・解散 | 集散に関する指導 | 交通手段の確認や時間変更の場合等 緊急連絡網等の確認 | |
| 校外 | 部活動等 | 活動中の対応 | 不審者の侵入防止と異状の早期発見 | |

休業日においては、特に管理職を中心とした緊急連絡体制を整えるとともに、緊急事態を想定した対処方法を含め、活動に入る前に関係者で確認する。

| 配 慮 事 項 例 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・運動会、文化祭など多くの外来者が学校に出入りする行事や活動にあっては、全教職員が不審な行動をする者がいないか、不審物がないか等について注意する。 ・また、本部や受付場所などを分かりやすく案内し、一般からの情報も得やすいように配慮する。併せて校内放送やチラシなどにより協力を呼びかけるアナウンスをする。 ・緊急時の対応に備え、行事の開催について近隣の自治会・町内会、青少年育成諸団体、警察等に案内をする。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・遠足や修学旅行など学校を離れて活動する場合は、事前に下見などを行い、訪問先の警察、消防、医療機関等の連絡方法などを確認し、必要により協力を依頼するなど、安全に配慮した無理のない実施計画を策定し、事前に緊急時の対応を確認する。 ・教職員は、例えば、防犯ブザー、ホイッスル、トランシーバーや携帯電話等、緊急事態に人に知らせる機器類を携帯する。 ・児童・生徒が、集団を離れることがないように指導するとともに、万一不審者等に遭遇した場合の緊急の対応方法について配布物など分かりやすい方法で伝える。 |

| 配 慮 事 項 例 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の通学に要する時間を考慮して登校時刻を定める。 ・また、下校は複数で行動するよう指導する。 ・出入口（校門）は、原則として施錠するものとする。 ・出入口が複数ある場合は、来校者を確認しやすい1箇所のみを使用し、その他の箇所については、必要時以外は閉鎖する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・活動中は、不審者の侵入に注意を払い、異状の早期発見に努め、児童・生徒に対しても、異状に気づいた時には速やかに報告するよう指導する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・下校予定時刻について予め保護者に連絡し、変更があった場合は連絡する。 ・複数で下校するよう指導するとともに、児童・生徒が学校から下校したことを確認する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・利用申込書の記載及び利用者名簿等により利用者を確認する。 ・施設管理員の業務内容について、事故防止を図り防犯についても配慮する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・活動場所や集合解散時刻等については予め保護者に連絡をし、変更があった場合は連絡する。 ・集合・解散に際しては、必要に応じて保護者に送迎を依頼したり、児童・生徒同士で声をかけ合って、できるだけ複数で行動するよう指導する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大会主催者及び合同練習等の相手校顧問等との連携を緊密にする。 ・活動中は、不審者の侵入に注意を払い、異常の早期発見に努め、児童・生徒に対しても、異常に気づいたときには速やかに報告するよう指導する。 |

3 児童・生徒への指導

学校の不審者侵入対策や登下校中の安全対策の確立を図るとともに、児童・生徒自身が様々な危険を予測し、それを回避できるようにするため、防犯教育の一層の充実を図る必要があります。

防犯教育は、単に知識を習得させるだけでなく、防犯訓練の実施などをおして、児童・生徒に自分の身を守る実践的な技能を身に付けさせることが重要です。また、教職員も学校安全に関する知識を深め適切に対応できるよう努める必要があります。

以下に、防犯教育指導内容や防犯訓練の参考事例を示しますが、詳細については、「防犯教育充実のために（教師用）」平成17年3月県教育委員会作成を参照してください。

(1) 防犯教育指導内容の参考例

< 発達段階に応じた指導の重点 >

| | | |
|----------------------------------|---|---|
| 小学校 〔盲・ろう・養護学校 小学部〕 | 低学年 | 安全に行動することの大切さについて理解させるとともに、交通ルールをはじめとする生活上のきまりや約束を守るようにさせる。 また、いろいろな危険への気づきなどについて指導する。 |
| | 中学年 | 様々な危険の原因や事故防止について理解させるとともに、自ら安全な行動をとることができるよう指導する。 |
| | 高学年 | 様々な場面で発生する危険を予測するとともに、身近な人への安全の配慮や簡単な応急手当ができるようにさせる。 |
| 中学校 〔盲・ろう・養護学校 中学部〕 | 小学校での理解をさらに深め、日常生活においても犯罪の危険から、どのようにすれば安全な行動をとることができるのかを考えさせ、擬似的な体験から具体的な行動様式が身につくよう実践的な力を養う。 緊急時に的確な判断のもと、速やかな避難行動がとれるようにさせるとともに、他者への安全に配慮した行動と社会の一員としての自覚を持たせるなど、自他の安全に対する責任意識の育成に努める。 | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>高等学校 盲・ろう・養護学校 高等部</p> | <p>自らの安全確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。例えば、日常生活における危険と防犯に関することを題材として取り上げる。</p> <p>さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるよう社会貢献意識の育成を図る。</p> |
|-----------------------------------|--|

< 教育課程における安全教育の指導内容 >

学校における安全の推進は、子どもや教職員の安全確保を最優先にすることが大切ですが、学校安全計画を策定する場合、安全管理や安全に関する組織活動とともに重要な役割を担うものとして、安全学習・安全指導があります。

防犯教育は、この安全学習や安全指導の内容と各教科領域等の目標や内容を考慮して実施します。

このためには、発達段階に応じた各教科・道徳・特別活動や総合的な学習の時間において、防犯教育を年間指導計画に位置づけ、計画的・継続的に実施していくことが必要となります。

体育・保健体育科「保健」(領域・分野・科目)

「保健」では、安全に関する基礎的・基本的内容で構成されています。学習指導要領では、生活安全に関する内容が含まれており、各学校の工夫により防犯の内容を扱うことが可能です。

具体的には、犯罪発生に関する人的要因や環境要因、防犯のための人的要因や環境要因への対策（例えば危険予測や安全マップづくりの作成）、犯罪被害発生時の応急手当などが挙げられます。

その他の関連教科、道徳、総合的な学習の時間

その他の教科では、社会科などで、地域と連携した防犯を扱ったり、道徳では生命の大切さについて取り扱ったりしながら、安全について学習を深めていくことができます。

また、総合的な学習の時間では、各学校の判断により、地域での危険箇所等の調査や安全マップづくりなど防犯を含む安全に関するテーマを取り上げることができます。

特別活動

学級活動やホームルームでは、「健康や安全に関すること」が取り上げられ、学校行事では、健康安全・体育的行事として避難訓練等が行われます。また、学校行事等に関わる活動の事前・事後指導等が行われています。

い か の お す し

ついて **い**か ない

くるまに **の** らない

お おごえを出す **す** ぐ逃げる **し** らせる

じぶん み まも きけん こと であ
自分の身を守るために 危険な事に出会ったら

すぐにげる



(2) 避難訓練（児童・生徒対象）実施のための参考例

児童・生徒を対象とした防犯訓練は、緊急事態が発生した場合、児童・生徒が混乱することなく安全を確保できるよう、安全知識を深めるとともに、秩序ある行動をすることによりの確な判断力と行動力を養います。

そのため、訓練内容と教職員の役割分担などを定め、児童・生徒の発達段階に配慮した効果的な訓練となるよう計画することが必要です。

ア 不審者侵入の具体的な態様の想定

イ 訓練実施のためのスタッフ選定

参考例

不審者侵入対応のための避難訓練（児童・生徒対象）

- 1 日時 年月日時から時
- 2 対象 全校生徒・年生
- 3 場所 教室棟 階、校庭、体育館
- 4 指導教員 名（別途分担、不審者役1名）他に 警察署員が指導応援
- 5 内容

(1) 事前説明 訓練の趣旨、想定内容や必要な行動の事前周知

(2) 実技

想定 目的不明、単独の不審者（凶器は所持していない。）を想定。

ア 時 分頃、より不審者が侵入し、校内巡回中のA教諭及びB教諭が、階の年組の教室前で発見。

イ 不審者は、声かけ、退去要請に応じず、さらに上層階に向かおうとしたため、緊急事態と判断。

対応

ア A教諭が不審者の行動を制限しながら、退去を求める。

イ B教諭は、緊急事態を通報して応援を求めるとともに、近くの教室で授業中であった教員と連携して校庭への児童の避難を開始する。

（不審者との位置関係から避難が危険な場合は、教室の戸締まりや机等によるバリケードの設営を行う。）

ウ 避難先（校庭）において点呼及び児童・生徒の安全確認を行う。

エ 応援職員が不審者を隔離。警察官到着により不審者を排除。

まとめ

児童・生徒の安全確認、点検を行った後、教室にもどって実施を振り返り、防犯に関する認識を深める。

(3) 防犯教室実施要領

(小・中・高等) 学校区防犯教室実施要領 (例)

1 目的

近年、学校への不審者侵入や登下校中における事件が多発しているところから、学校の安全を確保するための体制整備、家庭・地域・関係機関等との連携強化、防犯や応急手当等についての訓練などを実施するため、防犯教室を開催し、学校の安全管理の充実を図る。

2 日時

平成 年 月 日 () 15:00 ~ 17:00

3 会場

県(市)立 (小・中・高等) 学校 多目的教室

4 対象者

教職員、保護者、地域町内会(自治会等)、青少年育成関係者等

5 内容

- (1) 最近の学校侵入事件の状況について 警察署員
- (2) 「防犯教室講習会」への研究参加報告 学校職員
- (3) 「子どもの安全を守るためには」をテーマに班別の協議・発表
進行は、学校安全の担当職員

6 その他

- ・ 防犯教室の終了時に、アンケートを実施し、学校の安全管理への参考とする。
- ・ アンケートを実施した場合は、その集計結果について参加者へ情報提供する場や機会を設ける。

この実施要領については、各学校で防犯教室等の講習会を実施する場合の参考として示してありますので、内容については対象者や実施時間等の関係で、工夫してください。

第2章 児童・生徒の問題行動の防止

児童・生徒の健全育成には、それぞれの発達過程で、親や教師、友だちなどからの適切な指導や支援の積み重ねが必要です。そのためには、学校・家庭・地域が互いに信頼関係を保ちつつ、共通理解をもって連携していかなければなりません。

また、生命や人権を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性の育成を図ることが求められています。

しかし、最近では、「こころの問題」に起因した児童・生徒の様々な問題が増加しており、その未然防止のためには、児童・生徒の「こころの健康」に気づかうことが大切です。

大変残念なことですが、児童・生徒が学校内で加害者となる事件も発生しています。こうしたことは決してあってはならないことであり、児童・生徒の安全確保と児童・生徒自らが加害者となるような問題行動を防止するために、全教職員が児童・生徒一人ひとりに注意深く接していく必要があります。

なお、長崎県佐世保市では、平成16年6月に児童が同級生を校内で殺害するという大変痛ましい事件が発生しました。この事件を踏まえ、長崎県教育委員会では、そうした場合の対応例をまとめていますので、参考として36ページに掲載します。

1 自他のいのちの尊重、健康の大切さ、こころの教育

いのちの尊重やこころの教育は、道徳の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通じて行われなければなりません。

児童・生徒には、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を持たせ、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養い、問題行動の防止に結びつけましょう。

小学校、中学校においては、文部科学省から配布された「心のノート」を含めたさまざまな資料を積極的に活用しましょう。

また、情報化社会の発展により問題になっている、携帯電話やインターネット利用上のマナーについての指導にも取り組んで、しっかりとした規範意識を身に付けさせることが必要です。

2 学校の指導体制整備

(1) 児童・生徒の変化に対応できる指導体制の整備、教職員間の情報共有

複数の視点から、児童・生徒を日常生活の中でよく観察し、小さな兆候（サイン）を見逃さないようにしましょう。

また、支援を必要としている子どもに対して、担任だけでなく、副担任、教科担当、養護教諭、スクールカウンセラー、学年団、児童・生徒指導部等との情報交換を緊密にし、チームとしてサポートしていくことが大切です。

その子の問題解決のための目標を設定し、次の段階に進むためにも、きちんとした子どもの状態を把握し、記録を取り、情報を共有しておきましょう。家庭との連絡や相談、友人からの情報も重要です。

さらに、チームサポートは個々の子どもへの対応なので、一方で集団への予防的な教育活動を工夫して行うことも必要です。

(2) 関係機関との連携

校内の教育相談体制（学習、進路、健康、生活等）を充実させ、子どもたちを支援していくことが大切ですが、ケースによっては外部の関係機関との連携が必要となることもあります。

また、深刻ないじめ、虐待、自殺など生命の危険が予測される場合もあります。これらの問題には、早期発見、早期対応、関係機関との迅速な連携、協力が求められます。

関係機関の例

| | |
|------------|--|
| 教育機関 | 教育相談所、教育センター、教育研究所、適応指導教室等 |
| 保健・医療機関 | 保健所（保健福祉事務所）、保健センター、病院、診療所等 |
| 福祉機関 | 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設等 |
| 警察、司法・矯正機関 | 警察本部（少年相談・保護センター、ハイテク犯罪対策センター）、各警察署、家庭裁判所、保護観察所等 |

【参考】県立施設の教育相談窓口

| | |
|-----------------------|--------------|
| 総合教育センター「教育相談センター」 | 0466-81-8521 |
| 教育庁教育相談室 | 045-210-8235 |
| かながわ県民センター県民の声・相談室 | 045-312-1121 |
| 川崎県民センター県民の声・相談室 | 044-549-7000 |
| 横須賀三浦地区行政センター県民の声・相談室 | 046-823-0210 |
| 県央地区行政センター県民の声・相談室 | 046-224-1111 |
| 湘南地区行政センター県民の声・相談室 | 0463-22-2711 |
| 足柄上地区行政センター県民の声・相談室 | 0465-83-5111 |
| 西湘地区行政センター県民の声・相談室 | 0465-32-8000 |
| 津久井地区行政センター県民の声・相談室 | 042-784-1111 |

【児童・生徒の問題行動防止のポイント】

- きく耳、みぬく目、ふれる愛！ -

- 1 いのちの尊重、こころの教育の充実、規範意識の育成
- 2 子どもとの望ましい人間関係の構築
- 3 実態の把握（早期発見、早期対応）
- 4 指導体制の確立
- 5 教職員の研修の充実、指導力の向上
- 6 教育相談活動の充実
- 7 学校・家庭・地域社会との連携、協力

【日常のチェックポイント】

例をあげてみました。色々な角度から観察しましょう。

[学校では]

- 1 欠席、遅刻、早退が増える。
- 2 頭痛、腹痛を訴え、保健室に頻繁に行くようになる。
- 3 成績が急に低下してくる。
- 4 目つきが悪くなり、表情が険しくなる。
- 5 「独り言」を頻繁に言うようになる。
- 6 いらいらしている。すぐにカッとなる。粗暴なふるまいをするようになる。
- 7 大きな声や金切り声を出す。
- 8 学校の「きまり」を守らなくなる。
- 9 目に輝きがない。元気がない。顔色が悪い。ぼんやりしている。
- 10 やる気がない。集中力がいい。忘れ物が増える。
- 11 授業中、居眠りをするようになる。
- 12 給食を残したり、食欲がなくなったりする。
- 13 一人で掃除や後片付けをしていることがある。
- 14 一人遅れて教室に入ってくる。
- 15 一人で行動するようになり、集団行動（遠足、修学旅行等）を避けるようになる。
- 16 グループから急に離れたたり、交友関係が変化したりする。
- 17 グループ替えなどで、最後まで所属するところが決まらない。
- 18 用事がないのに職員室の近くをうろうろする。
- 19 文字が乱雑になったり、暗い絵や残虐な絵を描いたりする。

[家庭では]

- 1 服装や頭髪が派手になり、化粧をするようになる。
- 2 急に金遣いが荒くなる。高価なものを持っている。
- 3 帰宅時間が遅くなり、深夜外出や無断外泊をするようになる。
- 4 小遣いを要求する回数が増えたり、家の金銭を持ち出したりする。
- 5 家族のささいな言葉に、口答えや反抗的な態度をとるようになる。
- 6 口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。
- 7 持ち物をなくしたり、壊されたりしている。
- 8 不審な電話や無言電話、嫌がらせの手紙やメモがある。
- 9 学校からすぐに帰ってきたり、外出しなくなったりする。
- 10 登校時間になると、頭痛、腹痛などを訴え登校を渋るようになる。